

令和7年第9回

# 荒川区教育委員会定例会

令和7年5月9日  
於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和7年荒川区教育委員会第9回定例会

- |        |  |  |
|--------|--|--|
| 1 日 時  | 令和7年5月9日   | 午後2時00分  |
| 2 場 所  | 学び直し研究所  |  |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員   | 阿 部 忠 資<br>繁 田 雅 弘<br>長 島 啓 記<br>八 木 敦 子<br>中 澤 礼 子  |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br>教育施設担当課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 菊 池 秀 幸<br>浦 田 寛 士<br>井 上 千 恵<br>福 木 妙 子<br>渡 辺 裕 登<br>下 条 知 淑<br>塩 尻 浩<br>原 田 正 伸<br>大 西 寛 和<br>齋 藤 一 幸<br>吉 田 夏 彦<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 報告事項

ア 令和7年度荒川区教育委員会主要事業について

( 2 ) その他

**教育長** ただいまから荒川区教育委員会令和7年第9回定例会を開催いたします。

出席者数の御報告を申し上げます。本日5名出席でございます。

議事録の署名委員は、繁田委員及び八木委員にお願いいたします。

2月13日開催の第3回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付し、この間、確認していただきました。本日、特に委員の皆様から御意見がなければ承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** それでは、承認いたします。

また、2月28日開催の第4回定例会及び3月14日開催の第5回定例会の議事録をお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、報告事項1件がございます。

報告事項ア「令和7年度荒川区教育委員会主要事業について」でございます。

本件につきましては、各課から順に説明をお願いしたいと存じます。

それでは、まず初めに教育総務課長から説明をお願いいたします。

**教育総務課長** どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育総務課の説明に入ります前に、本案件を説明させていただく趣旨について、まず御説明申し上げます。

教育委員会のそれぞれの組織がどのような役割を担っているのか、全体像をお示しさせていただくことによって、把握していただく一助になれば幸いと考えて取り組むものでございます。

繁田先生、長島先生には再確認としてのお時間となるかもしれませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これより組織ごとに説明に要する時間といたしましては、各課約3分から5分以内程度と一定のルールを持ち合わせながら進めさせていただきます。したがいましてお時間の都合上、配付申し上げたペーパーの項目全てを取り扱うものではございませんで、要点を絞ったの説明となりますことをあらかじめ御了承いただきたいと存じます。

特段の御質問につきましては、全ての組織の説明が終わりまして、一括してお受けいたしたいと存じます。また後日でありましても、御質問、確認が必要なことなどございましたら、一括して教育総務課で取りまとめまして、各課長、室長、所長に確認するなどして、次回以降の協議会等で回答する方向で考えてございます。

以上のことを踏まえていただきながら、これ以降の各管理職からの説明をお聞きいただければ幸いです。

それではまず、教育総務課から始めさせていただきます。

3ページとなります。よろしくお願いいたします。

教育総務課におきましては、本定例会、それから学校に勤務する区職員の人事、ほかの課に属さないことなどを所管してございますが、この主要事業の説明ということで、事業といたしましては、学校それから地域との連携ということを大きな柱として事業立てをこの資料でさせていただいております。

そうした中で教育総務課は、3ページ、4ページにわたりまして、大きく3項目、1番の学校管理と、2番の学校安全対策費、そして3番の地域連携事業費というところでございます。

学校管理におきましては、通常の授業とか、学校の日中の授業ですとか、学校生活ではなくて、その後の夜間等の地域の方々が御利用になる際に学校管理員を配置して、安全管理を徹底するという事業でございます。

ここでは一々、項目ごとの文章の読み上げは省略させていただきます。記載のとおりとなっております。

それから2番でございます。こちらは学校安全対策費といたしまして、(1)から(5)、こちらはソフトとハードの両面から子供たちを守るための事業ということでございます。

平たく申し上げますと、おうちから学校に向かう中で、(4)は4ページになります。中ほどになりますけれども、児童交通安全対策という中で、7時半から8時45分のところで、シルバー人材センターに委託をしておりますが、こちらの方々が見守りをしているところでございます。

そして子供が学校に着きましたならば、前後しまして(2)のところ、スクール安全ステーションということで学校の門のところに設置をしております。校門付近に立っていただいて、不審者ですとか、そういったところの安全管理に努めてございます。

下校時におきましては、(1)の学校安全パトロール、こちらは低学年を対象としてございますけれども、下校時にはこちらも別立てでこういった形で一緒に児童たちを家の近くまでお送りするという事業でございます。

朝のところに戻りますけれども、(4)の下校時におきましても、交差点ですとか、横断歩道ですとか、こういったところに朝と同じように配置をして、そして(3)のデジタル連絡ツールで、警察から不審者情報が入りましたらすぐに保護者の方々に御通知申し上げたり、(5)では、防犯カメラを教育委員会でも配備いたしまして、こういった形でも安全管理を

徹底するといった事業でございます。

3番の地域連携事業費につきましては、項目だけで失礼させていただきます。合宿通学でしたり、校庭利用、土日祝日の休業日における学校開放での校庭利用、そして(3)にPTA活動支援と、こちらに記載のとおり、事業立てをさせていただいております。

最後に、書いていないことで恐縮でございますが、今年度の予算の目玉事業の1つとして、全小学校の児童に、これまで防災頭巾を保護者負担で準備していただいたところでございますけれども、防災キャップ、中学校では既に令和5年度に、防災ヘルメットを一括配備してございますが、こちらは小さい子供さんたちでも運用が可能であること、装備のしやすさなども加味いたしまして、全小学校への防災キャップの一括配備、9,000人おりますので約9,000個になります。それで一括契約でございますから、夏から秋頃に配備が完了する予定として、今、手続を鋭意進めているところでございます。こちらも併せて御紹介をさせていただきます。

教育総務課からは以上でございます。ありがとうございました。

**教育長** 御質問については後ほど、全部の課が終わったときにまとめてお受けしたいと思しますので、続けて教育施設課長から御説明をよろしくお願いします。

**教育施設課長** それでは5ページをお開きください。教育施設課の事業の内容を説明させていただきます。

教育施設課では、学校の維持管理、改修、それから財産管理、この部分を担っております。今回、この5ページに記載してあるのは、主な施設整備というところでございます。

まず(1)が長寿命化計画に基づく改修工事として、今、学校を、耐用年数80年、80年までは頑張るって今の建物をもたせようとして行っておりまして、そのために例えば外壁ですとか、そういったものを改修していく。もしくは電気が足りなくなっているんで、受変電設備を改修していくみたいな、そういったことをして、学校を80年まで使っていこうということで行ってございます。

それから(2)の普通教室化ですけれども、教育施設課では、児童生徒数の推計というのを毎年度行っておりまして、それに基づき、教室が足りなくなりそうという場合には、普通教室化を進めるということをやっております。今年度でいえば、小学校2校と中学校で、空いているお部屋を普通教室化するという工事を行います。

また現在、峡田小につきましては、既存の校舎では対応できないということで、敷地内に増築工事を、昨年度から今年度にかけて行っております。

また、ここに記載はないのですけれども、今年度から二日小につきましても、既存の校舎では対応できない可能性が出てくるということで、校庭への増築について、基本設計を始

める予定であります。

(3) その他工事としまして、様々な工事を行っているのですが、例えば給食室の冷暖房機設置工事というのが、小学校、中学校、どちらにもございます。これにつきましては給食の調理、非常に暑い中でやっておりますので、冷暖房が必要だろうということで、令和5年度から3年間の計画で全校への配備を行っております、今年度、全校の給食室に冷暖房がつけられる予定でございます。

また、例えばここに記載はないのですが、バリアフリーのトイレにつきましても、バリアフリー法が改正されて学校も対象施設になってきましたので、少なくとも校舎のどこかに1か所はバリアフリートイレをというところで行っております、こちらにつきましても、今年度で一応全校の整備ができる予定でございます。

その他、もう1つ記載がないところでいきますと、蛍光灯が製造できなくなってくる中で、学校の照明のLED化を進めております、これにつきましては、今年度から令和9年度までの3年間で全校のLED化を完了する予定でございます。これは5年間のリースとしております、今年度は16施設についてLED化を進めていく予定でございます。

最後ですけれども、今、教育施設課で一番大きなものは、古くなってきた学校をどう建て替えるかというところがございます、昨年度から今年度にかけて、25施設を対象に計画的な建替えの検討を進めております。これにつきましては、逐次、教育委員会の中でも進捗を報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。続いて、学務課長、お願いいたします。

**学務課長** それでは学務課より説明をさせていただきます。

学務課については3係体制で事務を執行しております。まず一つ目の学事第一係は、学校選択と入学・卒業等の就学事務、並びに区立幼稚園・こども園の運営を担当しております。二つ目の学事第二係につきましては、学校保健、学校給食、就学援助等を担当しております。三つ目が教育事業係になります。こちらは学校ICT関連、並びに教育課程内外にかかわらず、学校が行う行事を、連合行事等ありますので、その辺の運営の補助等をしてございます。

この資料に基づいて、係ごとになってございませませんが、順を追って主だったところだけ御説明させていただきます。

まず6ページを御覧ください。6ページの項番2、タブレットPCを活用した学校教育の充実、約5億円の事業がございます。こちらは荒川区が全国に先駆けて開始いたしましたタブレット教育の部分で、今年度子供用のタブレットPCを新しく更新いたしましたので、そ

の分の予算になっております。

今回からタブレットPCが、今までのウインドウズのOSからクロームブックというOSで、非常に高速で使いやすいものに替わりましたので、子供たちの授業も充実するものと考えてございます。

続きまして7ページを御覧ください。7ページの(6)中学校部活動の「地域連携」の取組、こちらは予算プレスの目玉事業の1つでございます。

教員の働き方改革や、生徒数の減少に伴って部活動の運営というのがなかなか難しくなってきたところでございます。

その中で、今年度、荒川区といたしましては、初めてこの「地域連携」という取組を開始いたしまして、モデル校、これは第三中学校になります。第三中学校の3つの部活動につきまして、荒川区の部活動ガイドラインによると、土日どちらか1日しか活動できませんので、その活動について業者に運営を委託して、南千住スポーツクラブというクラブが区内で唯一ありますので、そのクラブと連携して指導者を派遣してもらい、土日の部活動につきましては、地域スポーツクラブと委託業者が連携して行うことになります。そのときは、教員は出勤等いたしませんので、働き方改革の推進と指導員もその道で優れた方をお願いしていますので、技術的な向上も見込まれるものと考えてございます。

続きまして9ページを御覧ください。

9ページ項番8、学校給食の(2)給食運営の充実になります。これは20億円ぐらいの予算になりますけれども、その中の項目の4番目に学校給食の無償化とございます。これは予算規模的には約8億9,300万円かかってございます。これは、令和5年度より開始いたしました学校給食の無償化の予算で、これまで食材費については保護者の皆様から学校給食費という形でお金を集めて運営しておりましたが、それを全額区が負担するという形で事業を開始させていただきました。

最近、お米と食材費等高騰しておりますが、給食の単価は、それに対応した額にしております。さらにその額だけですと必要な栄養を満たす食材が購入できないという形で、各学校がバリエーションを、例えば魚を購入するとか、肉を購入するとか、肉の質を上げるとか、そういうのも提供できるような形で予算を増やして、無償化も推進するとともに、子どもたちの健やかな給食を提供できるよう、予算化をしているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、10ページになります。

こちら今年度の予算プレスの一番の目玉事業になりました、区立学校に通われている児童生徒の保護者の皆様に対して、学校徴収金として集めている教材や宿泊行事の費用の無償化を実施いたしました。保護者負担軽減事業と呼ばせてもらっています。

今までは給食費と同様に、保護者の皆様からお金を集めて、学校が授業等で必要な教材や遠足のお金などを支払っていましたが、その分の費用につきまして、区が負担することによって、保護者の皆様からお金を徴収することなく、学校運営を実施することになりました。

これにつきましては、学校ごとに徴収金の額が違って、同じ義務教育に通われていても、集められる額が地域によって異なっていましたので、この事業によって学年ごとに単価の上限を決めまして、そこに合わせる形で各学校が教育活動に必要な教材を購入するという形で実施します。これによって、保護者の皆様から定期的集めるお金は、給食費を含めて今年度よりほぼなくなる状態になりますので、子育てのしやすい荒川区というのが実現できるものと考えてございます。

項目は非常に多いのですが、学務課についての御説明は以上になります。

**教育長** ありがとうございます。続きまして指導室長、お願いします。

**指導室長** よろしくお願いいたします。指導室は3つの係から成り立っています。主に教職員の配置やサービス管理、監督など人事事務に関する事、それから教育課程に係る事業事務に関する事、そして教科その他の専門事項、教育課程の指導事務に関する事、この3つの係がございます。今回は、資料の中から4つほど御説明をさせていただきます。

まず12ページを御覧ください。(1)学校パワーアップ事業でございます。

こちらは平成20年度から、校長の裁量を生かして、特色のある学校をつくるという目的で始まった事業でございます。あまり他自治体でも取組は聞いたことがありません。荒川区なりの大変特色あるものだと考えてございます。

3つの枠組みがございます。ここに書いてございます「学力向上マニフェスト」、それから創造力あふれる教育の推進ということで、「こころとからだの健全な育成」に使うもの、そして未来を拓く子どもの育成ということで「体験的な学習活動の推進」ということで、それぞれ「学力向上マニフェスト」には80万円、創造力あふれる教育の推進には100万円を、それぞれ1校ごとに上限額が決まっております。そして、未来を拓く子どもの育成については平均して大体40万円ほど配当してございます。その中で校長が特色ある事業等々を工夫して実施しているところでございます。

例えば、具体的には移動式動物園やエコカーテンづくり、蛍のビオトープづくり、また、配当されましたタブレット端末の中の学習コンテンツ導入等々を実施しているところでございます。

こうした学校パワーアップ事業計画については、ホームページで各校が公表しており、この教育委員会定例会でも12月におきまして、前年度また今年度の事業内容について御説明を申し上げているところでございます。

続きまして13ページ中ほど2の(1)小・中学校英語教育の推進を御覧ください。本区  
の特色ある取組、施策の1つとして、小・中学校の英語教育の推進が挙げられます。こちら  
についても、小学校第1学年から英語の授業に取り組んでいるところでございます。また、  
NEA(Native English-Speaking Assistant)と申し  
まして、ほかのところではティーチャーといいますが、荒川区としましてはアシスタントと  
して、まず教員がしっかりと授業をするというところでアシスタントを入れているところ  
でございます。

こうしたところを踏まえて、特に国際コミュニケーション能力の基礎を育むというところ  
で、各校重点的に実施しております。

続きまして、おめくりいただきまして、14ページ5の(1)区研究指定校事業でござい  
ます。こちらは各校それぞれ教師が学び合い、指導技術を高め合う校内研究を支援するもの  
でございます。

今年度、令和7年度は小学校が4校、中学校が3校、この指定を受けて、それぞれ特別支  
援、道徳、また情報教育、図書館教育など、特色ある研究活動をしているところでございま  
す。この教育委員会定例会の中でも年度後半には、この研究発表の中に足をお運びいただく  
こともあろうかと存じます。

そして、最後15ページ、移動教室を御覧ください。

指導室では、移動教室、それからそれぞれの修学旅行を担当してございます。先ほど学務  
課長から御説明がありましたが、こちらについても今回、保護者負担軽減の一環として移動  
教室と修学旅行に取り組んでいるところでございます。

小学校では、清里、下田に5年生、6年生、中学校では、移動教室として中学校1、2年  
で清里、下田に、このような日程で各校が行っているところでございます。

指導室は以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。最後に教育センター所長、お願いします。

**教育センター所長** 教育センター所長の塩尻でございます。教育センター事業について説明さ  
せていただきます。

16ページを御覧ください。初めに、児童生徒の安心と成長を支える教育相談事業でござ  
います。

児童生徒が抱える様々な問題、特に家庭環境の改善などに対して、福祉の専門家である  
「スクールソーシャルワーカー」を全中学校に配置、小学校巡回を目指して増員している  
ところでございます。専門的な視点から児童生徒や御家庭のサポートを行っております。また、  
幼稚園、小学校、中学校、全校にスクールカウンセラーが定期的に訪問しております。これ

は東京都とは別の事業として行って、お子様の心のケアや成長をサポートしております。

今年度からさらに新規事業として、児童生徒一人一人のタブレットに「心の健康観察アプリ」を導入いたします。これによって心の状態やSOSのサインを教員がいち早く把握できるような支援へとつなげてまいります。

2番の不登校対策でございます。

1つ目の(1)ですが、居場所づくりとして令和6年から全小中学校に登校サポートルームをつくっております。そこに見守りや相談、学びのサポートのために登校サポートスタッフを配置しております。令和7年度は登校サポートスタッフの配置時間を312時間から420時間に増やして、手厚くサポートをしているところでございます。

また、長期欠席の状態にある、家から出られる子供たちに対しては、学校以外の居場所として教育支援ルーム「みらい」の開設も行っているところでございます。また、フリースクールの助成というところもこの事業になります。

3番の教員の資質向上ですが、こちらは職層の研修であったり、経験研修、初任者等の研修、それから教育課題に応じた研修に取り組んでいるところでございます。

17ページを御覧ください。4番の読書活動でございます。

こちら荒川区の大切な事業の1つと考えておりまして、子供たちが本に親しみ、豊かな心を育むために行っているところでございます。全ての小中学校に学校司書を配置いたしまして、読書活動をサポートしております。大規模小学校にはさらに補助員を追加配置しているところでございます。また、教育センターに学校図書館の専門家等を配置しておりまして、学校図書館長である校長を支援しておるところでございます。

さらに家庭での読書奨励であります「家読(うちどく)」、それから荒川区版「推薦図書リスト」の配付、「調べる学習コンクール」や「あらかわ小論文コンテスト」など、学校で行われる読書活動の支援を行っております。

最後に特別支援教育の充実でございます。

こちらですが、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援体制を取るために、特に心身に障がいのある児童生徒のために、特別支援学級や特別支援教室を配置しているところでございます。

また、適切な就学となるために就学相談員を配置いたしまして、学びの場を適切なものとするための就学相談も行っております。

特別支援学級だけではなく、通常の学級にも特別な支援を要する児童生徒はおりますので、こちらの学校生活、学習をサポートするために、各校に支援員、補助員、介助員などを配置しております。さらに医療的ケア児の受入体制を整備し、安心して学校生活を送れるよう学

校で受入れる体制をつくっております。

このほか、特別な支援が必要なお子様の、幼稚園・こども園への送迎サポート、特別支援教育に関する専門的なアドバイスを行う特別支援教育アドバイザーの巡回相談など、よりよい環境を目指しているところでございます。

教育センターの事業は以上です。

**教育長** ありがとうございます。

駆け足で御説明させていただきましたので、聞き逃した点ですとか、さらに詳しく御質問したい件ですとか、全ての課にわたって御質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**八木委員** ちょっとお聞きしたいのですが、施設課の学校のリフォームなどに力を入れていらっしゃるということだったのですが、建替えが迫ってくる学校もあると思うのです。以前、PTAをやっていたときに、今、荒川区の学校は学校の周りも、すぐ門のところから住宅がびっしりでこれ以上広げられないという状況で、建蔽率というのですか、よく分かりませんが、それがあって、建替えとかでちゃんと学校が建てられるのだろうかということが、随分昔から言われているようなのですが、この点に関していかがですか。

**教育施設課長** 基本的には、各学校とも建替えはできると考えております。

昨年度から今年度にかけての委託の中でも、各学校で例えば建て替えたらどのぐらいの規模が建つだろうというような調査も行っておりまして、一定現在の子供たち、もしくは推計上増えていくといった場合の子供たちの数も見込んだ施設というのはできると考えてございます。

ただ、どうしても昔の建物に比べると必要となってくる面積が増えておりますので、ちょっと高層になってしまったりだとか、もしくは今より校庭が狭くなってしまうという可能性がまだ少しあるかなというところでございます。

**八木委員** 高層も、あの敷地で大丈夫なのだろうかという気がともしていまして、私が行っていた大学とかは、都心にあるのですけれども、周りのビルなどを少しずつ少しずつ買い取って行って、今は非常に広がっていて、ビルが建っている状況ですので、そういう方法もあるのかなと。

**教育施設課長** 周辺の用地についても購入できればというところで、用地が空いたとか、例えば空き家だとか、そういう情報があると、区としても売ってくれませんかというお話は差し上げているのですけれども、なかなか民間さんと対抗するとどうしても金額的に折り合わなかったりするところはあるのですが、学校によっては少しずつ周りの用地を買って、という状況はございます。

**八木委員** ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

**教育長** 確かに現在の敷地の中で建て直そうとすると、それだけのものが建つかどうかというのは大きな課題だと思います。そういったこともいろいろ考えながら、建替えをどうしていくのかというのは本当に大きな課題だなと思います。

例えば尾久小学校みたいに周りが結構購入できているような学校もあって、購入した場所に学童クラブをつくったりとか、あるいは門のところを広くしたりとかしていますけれども、なかなかそういう学校ばかりではないということもあって、狭い荒川区において何かあったらすぐということ、教育施設課のほうでは必ず校長会でも学校の先生方から情報を得られるということで、そんな通知も必ず年度初めとか、折を見てやっているところで、土地もそうなのですが御縁なので、どこかでひょっとしたところでその縁が結ばれることもあるので、非常に大事だなと思います。

**八木委員** すみません。もう1点。

不登校のお子さんのお話ですが、いろいろな周りのお話から今、荒川区に200人ぐらいいるという話を聞いたことがあるのですが、実際はどれぐらいの人数ですか。

**教育センター所長** 不登校ですが、荒川区に、令和5年度なのですが、小学校で157名、中学校で252名の生徒が不登校でございます。

**八木委員** 分かりました。ありがとうございます。

200名という、周りのいろいろなお話がありまして、それを聞いたときにすごく多いと思ったのですが、実際何うと、もっと多いですね。

**教育長** センター所長、いろいろと施策をやっていると思うのですが、その説明をしていただければと思います。

**教育センター所長** 教育委員会では、今、不登校の子供に関しては、すぐに学校に戻すわけではなく、様々な対応を考えております。

例えば、先ほど申しましたように、教室になかなか入れないお子様に対しては、令和6年度から各学校に登校サポートルームを設置しまして、見守りの人員をつけまして、全校で別室登校を行っております。

また、家から出られないお子様に関しては、VLPと申しまして、パソコン上での登校も行っているところでございます。

また、家から出られても学校に行かれないというお子さんに対しては、先ほど言ったように、教育支援ルーム「みらい」が開設してございますので、様々な角度から子供たちが社会につながる支援となるような取組を行っているところでございます。

**八木委員** ありがとうございます。

**教育長** 全国的に増加傾向があって、国でもそういった取組について、しっかりと議論がなされているということで、次期の学習指導要領の中でも、どうしていくかというお話も出ているようですけれども、これは全国的な課題なのだろうと思います。

**八木委員** ありがとうございます。

**教育長** ほかにいかがですか。

**繁田委員** 全体的なことなのですが、例年に比べて増額というか、重点配分したのはこの辺りとこの辺りみたいなのを教えていただけると。どなたにお聞きしたらいいかわからないですが。

**教育長** いかがでしょう。全体的な予算で増えているところがあると思うのですが。

**学務課長** 先ほどの説明と重複してしまうのですが、今回の保護者負担軽減事業の教材費や宿泊行事の無償化に関する部分が重点的に予算を配分したものでございます。

10ページです。学務課と指導室の予算を合わせて約5億4,900万円の予算額で、増額した重点的なものになります。

こちらについては区の単費の事業になりますので、毎年度この額、今後、物価上昇等あると、給食費もそうなのですが、同様の形で実施します。これについては今回の重点的に予算をかけた部分になるものと考えてございます。

**繁田委員** 専門でない立場からすると、今、多分必要になってきているのが安全のことと、物価のことで給食かと思います。保護者の方々は学校で出してもらえれば助かると思うのですが、学校のほうでは無償化してかつ内容も維持してと考えると結構お金が必要になるのかなというのを感じたのでお聞きしました。

**学務課長** 繁田委員がおっしゃるとおり、給食費も令和5年度にこの事業を開始したときは7億8,000万円で、すでに1億円上がっている形になっています。ただ、これを今までどおり保護者負担のまま実施するとなると、給食費の値上げというのは保護者の皆様の御理解はなかなか難しい中で、区のほうで実施するという形で、区民の税金ではありますけれども、積極的に予算を投入することにより、子供たちの給食が充実できるという部分と、これにつきましては東京都から負担軽減事業という形で、全額ではないですが、東京都が認める必要対象経費の2分の1が歳入という形で入ってきますので、おおむね4割強については実質区の負担は減っている状態になります。

**繁田委員** ありがとうございます。

もう1ついいですか。以前、説明を聞いたと思うのですが、何回聞いてもわからない。学務課と指導室とセンターの違いなのです。見ているのですけど、授業的なものが中心かなとか、あるいは平時の教育の質の向上が中心かなとか、考えながらずっと聞いていまし

た。前に聞いた覚えがあるのですが、もし教えていただけたら。いろいろな経緯があつてつ  
くったりしてこられたのかなというのがあるのですけど。

**教育部長** 備品とか、購入するものは、基本的に全部学務課になります。

**繁田委員** 動産。

**教育部長** そのとおりです。

学校そのものは教育施設課が担当しています。一方、指導室は主に教育課程に関すること  
と教員の指導に関することを担当しています。

教育センターは、いろいろあるのですけれども、基本は不登校ですとか、特別支援教育な  
どに対応しております。学校図書館なども担当しておりますが、教育委員会のいろいろな業  
務が拡大してきていますので、繁田先生の御指摘にもあるとおり、再整理が必要となつてく  
るタイミングに来ております。

**繁田委員** 教員の先生方の質を高めるみたいなのが、割といろいろ出てきますけれども、  
センターの場合はどちらかという課題対応的なニュアンスで。

**教育部長** そのとおりです。ほかに人権教育とか学校図書館、教員の研修なども担当していま  
す。教育センターは不登校対策ですとか特別支援ですとかヤングケアラーなどへの社会的ニ  
ーズが高いので、そのようなところに注力できる体制を取らないと、ちょっと厳しいのかな  
という議論は今、事務局内でしているところでございます。

**繁田委員** 随時変わっていくところですよ、そういったニーズは。

**教育部長** そうですね。変化に対応しないといけないと思っています。

**繁田委員** 分かりました。ありがとうございます。

**教育長** 私が教育部長のときに、組織改正をしまして、当時は教育センターという、そういう  
機能はあったのですが、そこには管理職がいなかったのです。ですから今、塩尻センター所  
長が管理職としていますけれども、指導室が基本的にあつて、学務課のほうで特別支援教育  
も担っていました。そういう状況の中で、学校教育は学校教育でしっかり特化して、学力向  
上を含めてやっていくと、そういった指導室の役割を明確にして、それ以外の生活指導です  
とか、様々な課題がある児童生徒への対応ですとか、そういったことについては、センター  
のほうへ、加えて、部活動ですとか、そういったものについては学務課のほうでとか、一応  
仕分けをしながら進めたのですけれども、複雑多様化するこの教育ニーズに対応していくた  
めには繰り返し繰り返し検証をしながら、さらにブラッシュアップしていく必要があると私  
も見ていまして。

教育委員会の中だけでもそうですし、さらに区全体で見ても、例えば学童クラブですとか、  
いわゆる放課後子ども教室というのですが、荒川区では「にこにこすくーる」と呼んでいま

すけれども、要するに放課後の児童をどうするのかという、そのような議論も議会からはされて、そういったところを含めて、子どもたちへのしっかりとした学び、それから育ちを保障していくためにどうしたらいいのかということをお区全体として考えていく必要があるのかなと思っています。教育委員会としてもしっかりそこを今後、検討していく必要があると思っています。何分にもいろいろたくさんの複雑な課題も出てきて、全てを一緒にやっていくというのはなかなか難しいですが、以前の荒川区の教育委員会の体制というのは一定ブラッシュアップされて、しっかりとした形になってきてはいると思いますが、今のままでいいとは私も思ってはいないので、今後もしっかりやっていく必要があると思っています。

**繁田委員** ありがとうございます。

**教育長** そのほかいかがですか。

**長島委員** 記憶違いかもしれないのですが、学校給食は全部の学校で回数をそろえるという話はありましたか。

**学務課長** 長島委員御指摘のとおり、学校給食の実施回数は実は各学校ばらばらでした。それを令和5年度に保護者負担軽減の学校給食費の無償化を開始したときに、学校ごとにばらばらというのは望ましくないというのは、教育委員会として課題認識を持っていました。

ただ、校長会としましても、教育課程の考え方とか給食回数を全校でそろえるのがなかなか難しかったのですが、昨年度校長会とも話を進めまして、これは毎年カレンダーの日数や教育課程の内容で回数は変わりますが、今年度につきましては、小学校は193回、中学校については191回という形で統一してございます。

ただ、これは宿泊行事等もありますので、全部の学年が193回ではなくて、例えば小学校であれば移動教室とかが5年生、6年生とかは入ってきますので、そういうときは学校給食を食べないので、学年ごとの回数差はありますけれども、学校として給食を提供する回数というのは校種別に全校統一にしております。

**長島委員** 金額が決まっていたら、それぞれの学校で質の高い給食を提供するということだったら、あまり回数にこだわる必要はないのではないかとお聞きしたのですが、

**学務課長** 額は児童生徒の一人当たりの1食の単価というのを、それぞれ小学校低・中・高、中学校、夜間学級という形で、それぞれ5つのパターンで決めています。一人当たりの額は同じ学年であれば差はありませんので、そこについては委員御懸念の部分は大丈夫だと考えてございます。

**長島委員** 分かりました。

**教育長** あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

**教育長** では、この件に関しては以上とさせていただきたいと思います。

次にその他の報告事項ですが、教育委員会の日程につきまして、事務局から何かございますか。

**教育総務課長** 前回の定例会でも少しお話をさせていただきましたが、次回5月23日の第10回定例会につきましては、ひぐらし小学校で視察を用意させていただいてございますので、次の協議会にて詳しく御説明申し上げたいと存じます。よろしくお願いいいたします。以上でございます。

**教育長** ありがとうございました。

その他、特段なければ、よろしいですか。

では、以上をもちまして、教育委員会令和7年第9回定例会を閉会したいと存じます。

了